

資料 - 4 - 3

土地改良施設管理基準 - ダム編 -
の改定について

平成 15年 3月

目 次

1.土地改良施設管理基準 - ダム編 - の改定経緯	1
(1)改定の趣旨	1
(2)検討委員会による検討	1
(3)平成14年度 土地改良施設管理基準 - ダム編 - 改定スケジュール (農業農村整備部会～答申まで)	3
2.土地改良施設管理基準の構成	4
3.土地改良施設管理基準 - ダム編 - 改定のポイント(案)	5
4.土地改良施設管理基準 - ダム編 - の主要改定内容(案)	6

1 土地改良施設管理基準 - ダム編 - の改定経緯

(1) 改定の趣旨

国営土地改良事業で造成されたダムについては、平成5年6月に制定した土地改良施設管理基準 - ダム編 - (以下「現行基準」という。)に基づき管理されている。

しかしながら、以下のような社会経済情勢の変化やダム管理に関する技術的進展等が見られる。

- (1) 平成6年の全国的な渇水や近年の少雨傾向及び水難事故を契機とし、より安定した水供給や安全な管理が求められていること。
- (2) 社会資本の有効活用を図る観点から、より効率的な施設機能の維持、確保が求められていること。
- (3) 環境に対する国民的関心の高まりや土地改良法の改正を踏まえ、環境との調和への配慮にいっそう積極的に取り組んでいく必要があること。
- (4) ダム管理基準制定後の管理実績や近年のIT関連等新技术を活用し、より効率的なダム管理体制の整備を図る必要があること。

このため、これらを的確に反映させ、合わせて管理基準の再編整備を図るため、基準の改定を行うものである。

(2) 検討委員会による検討

現行基準における課題の整理及び技術小委員会で審議頂くための改定原案の作成を行うため、ダム管理に関する専門的知識を有する学識経験者等を構成員とする検討委員会を平成12年10月に設置した。

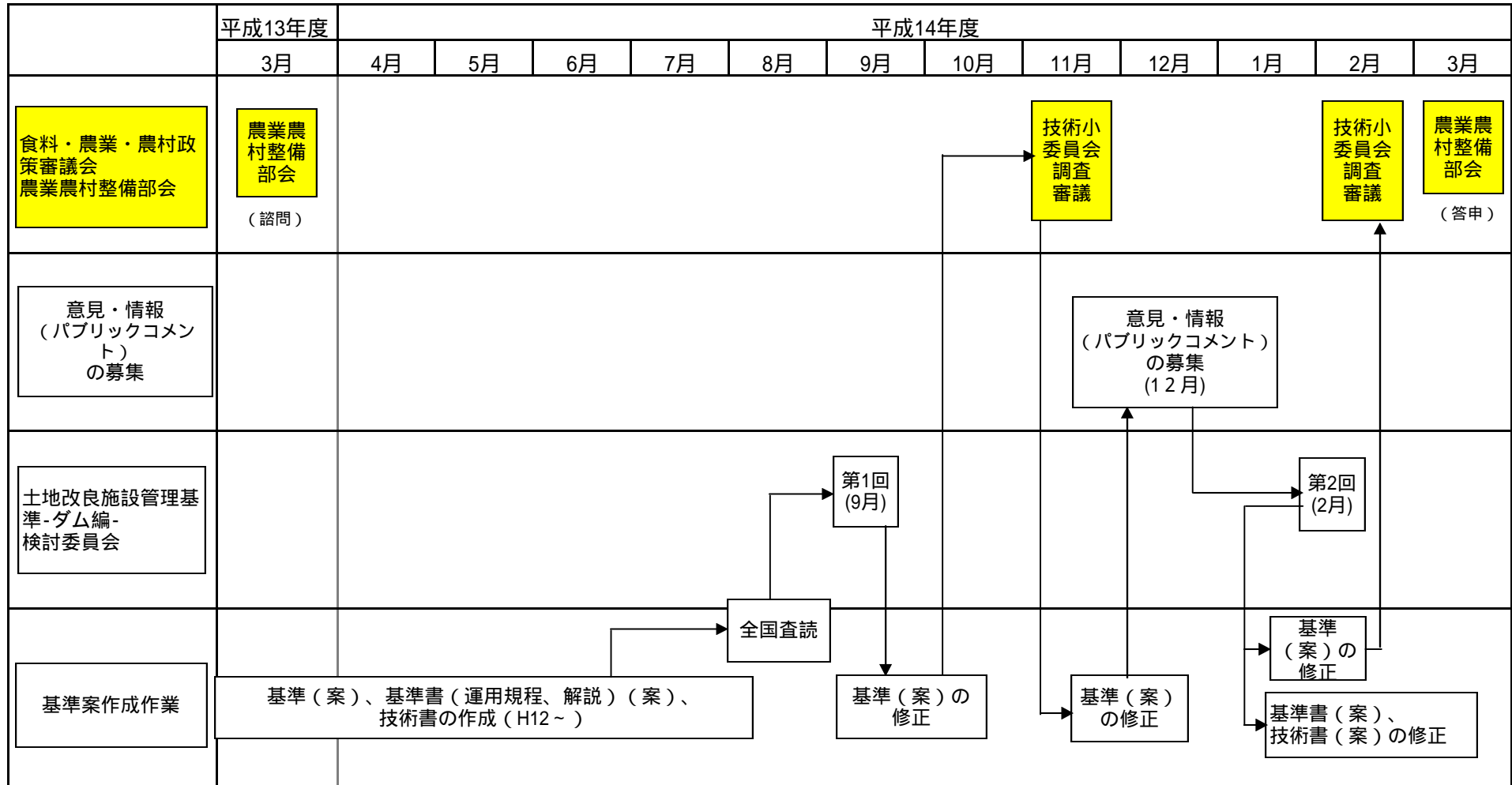
検討委員会の構成

委員長	近藤 勝英	(社)農業土木事業協会	専務理事
委員長代理	植谷 定夫	(社)土地改良建設協会	会員
委員	本間 新哉	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所	所長
委員	三嶋 晃紀	(社)農業土木事業協会	会員

検討委員会の開催経緯

- 平成 5年 6月15日 土地改良施設管理基準 - ダム編 - 制定
- 平成12年10月13日 第1回検討委員会
- 平成12年11月30日 第2回検討委員会
- 平成13年 2月20日 第3回検討委員会
- 平成13年 8月 9日 第4回検討委員会
- 平成13年11月 7日 第5回検討委員会
- (平成14年 1月30日 平成13年度第4回技術小委員会)**
- 平成14年 2月27日 第6回検討委員会
- (平成14年 3月14日 食料・農業・農村政策審議会に諮問)**
- (平成14年 3月14日 食料・農業・農村政策審議会農業農村整備部会)**
- 平成14年 9月18日 第7回検討委員会
- (平成14年11月22日 平成14年度第2回技術小委員会)**
- (平成14年12月 5日~12月25日 意見・情報(パブリックコメント)の募集)**
- 平成15年 2月 3日 第8回検討委員会
- (平成15年 2月21日 平成14年度第3回技術小委員会)**
- (平成15年 3月11日 食料・農業・農村政策審議会農業農村整備部会)**

(3) 平成14年度 土地改良施設管理基準 - ダム編 - 改定スケジュール (農業農村整備部会～答申まで)



2 土地改良施設管理基準の構成

管理基準が本来有すべき規範性と、実際の管理に求められる柔軟性や選択性を両立して確保し、管理の適切かつ円滑な実施に資するため、次のように再編して整備する。

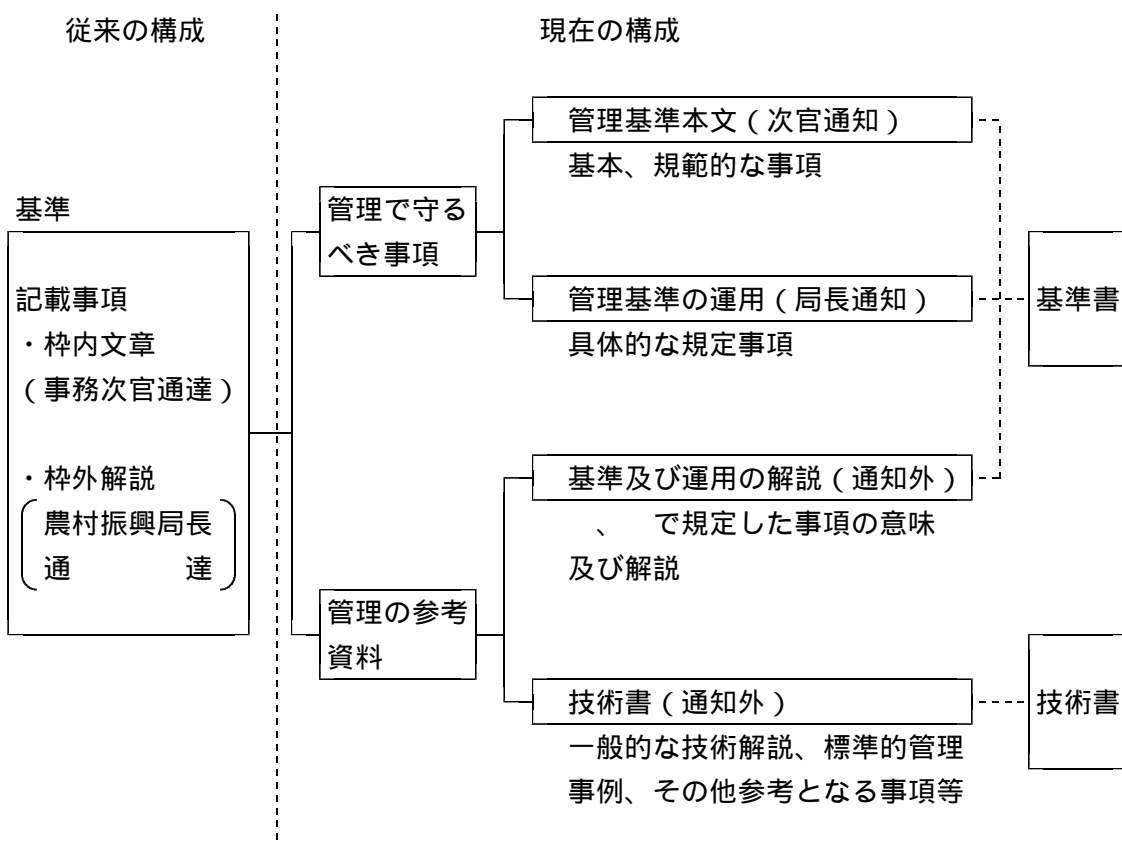
管理基準を、「基準書」と「技術書」に区分して再編整備する。

「基準書」には、地域の特性や個別の現場条件などにかかわらず、管理の実施にあたり遵守すべき事項を規定する。

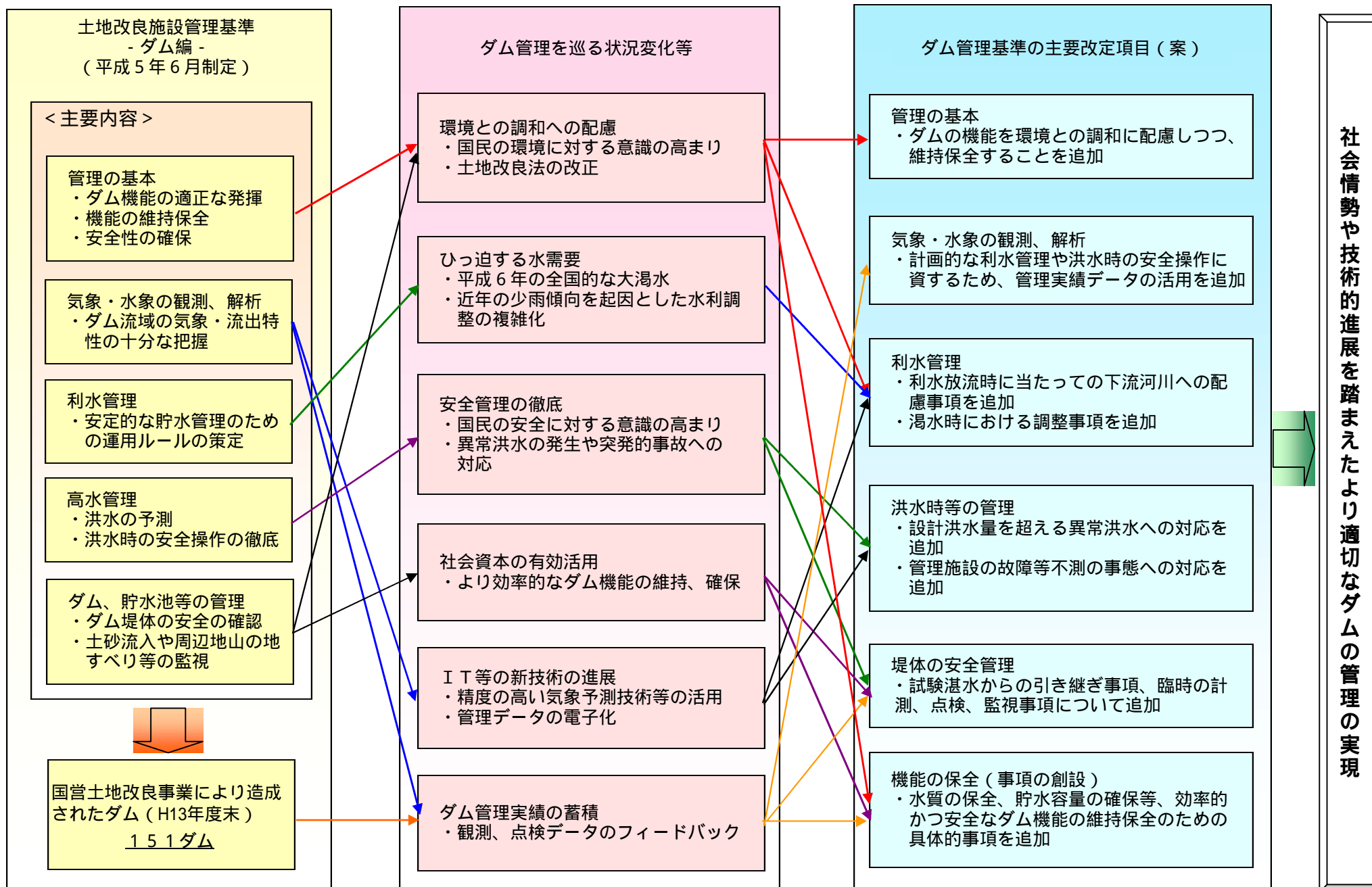
このうち、基準本文（事務次官通知）には基本的・規範的な事項
基準の運用（農村振興局長通知）には、具体的な規定事項、
をそれぞれ定める。

上記の 及び には、規定している事項の「根拠」や「背景」等を記述していないので、規定している事項の適切な運用と技術の向上を図る観点から 及び の事項の解説を 基準及び運用の解説として整備する。

及び の基準で一律に定めない事項、地域の特性や現場の条件等によって選択性のある事項、一般的な技術解説、管理実績に基づく事例、その他参考となる事項等については、基準とは別に 技術書として整備する。



3 土地改良施設管理基準 - ダム編 - 改定のポイント（案）



4 土地改良施設管理基準 - ダム編 - の主要改定内容 (案)

(1) 基準の位置付けについて (基準1 関連)

基準の対象施設の明確化 (基準1)

現行基準では、その対象が国営土地改良事業によって新築又は改築されたダムであるとの記述は枠外解説にあるが、これを基準に記述することにより対象施設を明確にする。

また、現行基準の「1.2 基準の適用範囲」については、運用規定においてより詳細に定めることとする。

基準の適用範囲の変更 (運用規定 1.2)

現行基準では、国営土地改良事業によって一級河川、二級河川又は準用河川以外の場所に設けられたダムについては適用範囲外となっているが、これらのダムには比較的大規模なダムもあり、一級河川、二級河川又は準用河川にあるダムと同様の安全管理が必要であることから、これらのダムについても基準の適用対象とする。

(2) 環境との調和への配慮について (基準2 関連)

国民の環境に対する意識の高まりや土地改良法の改正 (土地改良事業の目的及び原則に「環境との調和に配慮」) が追加。) を踏まえ、管理の基本に、ダムの機能を環境との調和に配慮しつつ維持保全することを追加する。

(3) 管理の組織及び体制について (基準3 関連)

基準には、管理の組織及び体制の基本的事項を定め、現行基準の「2.1 管理組織 ~ 2.4 その他の技術者」の具体的な内容は、運用規定で定めることとする。

(4) 気象・水象の観測、解析について (基準4 関連)

基本的事項について (基準4)

基準には、気象・水象の観測、解析の基本的事項を定め、現行基準の「3.1 観測の項目と目的 ~ 3.3 流出特性の把握」の具体的な内容は、運用規定で定めることとする。

気象・水象情報の活用を追加 (運用規定 4.1)

気象・水象観測技術の向上や管理実績を踏まえ、計画的な利水管理や洪水時等の安全な操作等に資するため、気象・水象情報の活用について追加する。

(5) 利水管理について (基準5 関連)

基本的事項について (基準5)

基準には、利水管理の基本的事項を定め、現行基準の「4.1 一般事項 ~ 4.3 データ収集と情報管理」の具体的な内容は、運用規定で定めることとする。

取水・放流管理の追加 (運用規定 5.2)

管理実績等を踏まえ、用水の安定供給を図るための取水及び放流量の決定時の確認事項を定めるとともに、放流時に当たっての配慮事項について追加する。

渇水時の管理を追加（運用規定 5.3）

平成 6 年の全国的な渇水や近年の少雨傾向により、より安定した水供給が求められていることから、渇水時における貯水運用ルールを定めることや関係利水者との調整に係る留意事項等について追加する。

（ 6 ）洪水時等の管理について（基準 6 関連）

名称の変更について（基準 6）

現行基準の「高水管理」をよりわかり易い言葉として「洪水時等の管理」と変更する。

基本的事項について（基準 6）

基準には、洪水時等の管理の基本的事項を定め、現行基準の「5.1 洪水吐ゲートを有するダム～ 5.2 洪水吐ゲートを有しないダム」の具体的内容は、運用規定で定めることとする。

異常時への対応を追加（運用規定 6.4）

近年の異常洪水による事故等を踏まえ、設計洪水流量を超える異常洪水対策、管理施設の故障に対応した応急対策について追加する。

（ 7 ）現行の「第 6 章ダム、貯水池等の管理」の整理再編について

（基準 7、8 及び 11 関連）

安全管理の徹底を図る観点から、現行基準の「第 6 章ダム、貯水池等の管理」を「堤体等の安全管理」、「機能の保全」、「管理の記録」に整理再編し、基準として定める事項について明確にする。

（ 8 ）堤体等の安全管理について（基準 7 関連）

基本的事項について（基準 7）

基準では、堤体等の安全管理の基本的事項を定め、現行基準の「6.1 一般事項～ 6.3 補修その他の措置」及び「6.5.1 管理のための基礎資料」の具体的内容は、運用規定で定めることとする。

試験湛水に関する記録及び関連資料の引継の追加（運用規定 7.2）

堤体等の安全管理においては、試験湛水に関する事項及び建設の各段階で作成した資料を的確に引き継ぎ、安全管理に活用することが重要であることから、これらの資料について確実に引き継ぎを受けることを追加する。

臨時の計測・点検・監視の追加（運用規定 7.5）

管理実績等を踏まえ、一定規模以上の地震又は洪水後における臨時の計測・点検・監視等の事項について追加する。

(9) 機能の保全について (基準 8 関連)

基本的事項について (基準 8)

基準では、機能の保全の基本的事項を定め、現行基準の「6.4 貯水池周辺の監視」の具体的な内容は、運用規定で定めるとともに、その内容の充実を図ることとする。

水質の保全の追加 (運用規定 8.2)

ダム流域の環境変化の監視、貯留水の定期的な水質調査の実施及び調査結果に基づく水質予測並びに必要な予防措置に努めるなど、水質の保全に関する事項について追加する。

貯水容量の確保を追加 (運用規定 8.3)

ダムの効率的な機能の維持保全を図る観点から、従来の堆砂状況の調査に加え、利水計画への影響の確認等管理段階において講ずべき事項について追加する。

環境との調和への配慮を追加 (運用規定 8.4)

土地改良法の改正を踏まえ、ダムの機能の維持保全は、周辺景観等環境との調和への配慮しつつ実施するよう努めることを追加する。

その他機能の保全に関する事項を充実 (運用規定 8.5、8.6、8.7)

ダムの機能を効率的かつ安全に保全するため、「道路の管理」、「冬期の管理」、「人身に対する安全管理」を追加する。

(1 0) 構造物の維持補修について (基準 9 関連)

近年のコンクリート構造物等における管理技術の進展を踏まえ、堤体及び基礎地盤以外の構造物における、構造物の材料、特性に応じた定期的な点検等に関する事項について追加する。

(1 1) 設備機器の点検、整備、補修について (基準 1 0 関連)

現行の「第 7 章設備機器の管理」について、「設備機器の点検、整備、補修」と名称変更するとともに、基準には、設備機器の点検、整備、補修の基本的事項を定め、現行基準の「7.1 一般事項～ 7.4 電気通信設備」の具体的な内容は、運用規定で定めることとする。

(1 2) 管理の記録について (基準 1 1 関連)

情報管理技術の進展及び管理実績等を踏まえて、点検、計測等に関する管理記録様式の変更、追加を行うとともに、管理記録の電子化に関する事項について追加する。

(1 3) 土地改良財産の管理について (基準 1 2 関連)

基本的事項について (基準 1 2)

基準では、土地改良財産の管理の基本的事項を定め、現行基準の「8.1 土地改良財産の管理の根拠法令～ 8.7 土地改良財産に対する共有持分付与」の具体的内容は、運用規定で定めることとする。

改築・追加工事及び管理台帳の具備の追加 (運用規定 12.7)

土地改良財産の適正な維持・保存を図るため、改築・追加工事を実施する際の手続き事項及び管理台帳の具備に関する事項について追加する。